

レジオンカード・レールウェイカード取扱規則

レジオンカード・レールウェイカード取扱規則

【目的】

第1条 この規則は、北大阪急行電鉄株式会社(以下、「当社」という)線内で利用可能なカード(以下、「カード」という)による当社線の旅客の運送等について合理的な取扱方法を定め、利用者の利便向上と円滑な利用の促進を図ることを目的とする。

【変更】

第2条 当社が定める規則は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合は、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。

2 前項によるこの規則の変更に際しては、変更後の内容と適用開始日を、駅、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。

【用語の意義】

第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)「改札機」とは、磁気化した乗車券を改札する装置をいう。
- (2)「普通券等」とは、普通券および特別割引普通券をいう。

【定義】

第4条 カードとは、駅において普通券等と引換え、もしくは精算機で乗越精算する場合に使用できる証票をいう。

上記の取扱いは、2023年9月30日をもって終了した。

2 各社局のカード名称は、別表第1号に掲げるものをいう。

【適用範囲】

第5条 この規則に定めていない事項については、旅客営業規則(以下、「営業規則」という。)等の定めるところによる。

- 2 特別割引用(身体障害者および知的障害者用)カード(以下「特割引用カード」という)の取扱いについては、この規則によるほか、身体障害者、知的障害者・精神障害者等運賃割引規則の定めるところによる。

【契約の成立時期および適用規定】

第6条 カードを普通券等との引換えに使用する場合の運送の契約は、営業規則第5条の規定による。

上記の取扱いは、2023年9月30日をもって終了した。

- 2 前項の規定により契約の成立した時以降における取扱いは、別段の定めのない限り、すべてその契約の成立したときの規定による。

【発売の終了】

第7条 当社で発売していた、カードの発売の終了は、次の各号のとおりとする。

- (1)レジオンカードは、2017年3月31日をもって発売を終了した。
 (2)レールウェイカードは、2019年2月28日をもって発売を終了した。

【カードの種類】

第8条 当社で発売していたカードの種類は、次の各号のとおりとする。

- (1)レジオンカード

大人	小児
一般用	一般用
500円券	
1,000円券	1,000円券
2,000円券	2,500円券
3,000円券	
5,000円券	

- (2)レールウェイカード

大人	小児
1,000円券	1,000円券
2,000円券	

3,000 円券	
----------	--

2 特割用カードの種類については、次のとおり

大人	小児
1,000 円券	1,000 円券
2,500 円券	

【様式】

第 9 条 カードの様式および利用時の印字方法は、当社が定める。

【効力】

第 10 条 カードの効力は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1)カードの有効期限は無期限とする。
- (2)カードの残額は、裏面に記載された最終利用時の金額とする。

【普通券等との引換方法】

第 11 条 カードの所有者は、カード対応型の券売機によって発売する普通券等と引換えまたは精算機によって精算に使用することができる。カードの残額が引き換える普通券等に相当する額に満たない場合は、別に現金または他のカードを充当することにより、普通券等と引換えまたは精算に使用することができ、小児用カード、特割用カードについても同様に取り扱うことができる。

上記の取扱いは、2023 年 9 月 30 日をもって終了した。

【カードで引き換えた普通券等】

第 12 条 2023 年 9 月 30 日まで実施されていた、カードで引き換えた普通券等の取扱いは次のとおりとする。

- (1)引換え後の普通券等は現金で購入したものと同一の効力とし、券面には「カ」と印字する。
- (2)カードで引き換えた普通券等の払戻しは現金で行う。この場合、係員は引換えに用いた原カードの呈示を求めることができるものとする。

2 カードで引き換えた普通券等の様式は、当社が定める。

【無効となる場合等】

第 13 条 偽造、変造および不正に作成されたカードを払戻ししようとした場合は、無効として回収する。

【前回利用時の運賃が減額されていないカードの取扱い】

第 14 条 2019 年 9 月 30 日まで実施されていた、カードを改札機に直接投入して使用した場合における、前回利用時に乗車区間の運賃が減額されていないカードの取扱いは、次の各号のとおりとする。

- (1)旅客が有効証明書を添付している場合は、その内容を確認のうえ発駅情報の消去処理を行う。
 - (2)旅客が有効証明書を添付している場合で、前回乗車区間の運賃を全額支払っていない場合は全額を、他社区間の運賃のみを支払っている場合は、その差額を収受して発駅情報の消去処理を行う。
 - (3)旅客が有効証明書を添付していない場合は、カードに表示されている旅行開始駅から共通利用が可能な線内の最遠区間の片道普通運賃と、その 2 倍に相当する額の増運賃を合わせて収受し、発駅情報の消去処理を行う。この場合、必要に応じて再収受証明書を発行する。
 - (4)前号の規定にかかわらず、係員が前回乗車区間を確認することができ、不正乗車でないことが明らかな場合は、当該乗車区間に対する普通運賃を収受し、増運賃は収受しないで取り扱うことができる。
- 2 前項第 3 号に規定する共通利用が可能な線内とは、2018 年 1 月 31 日の営業終了までは別表第 1 号に記載された各社局の全線・全駅相互間を 2018 年 2 月 1 日の営業開始から 2019 年 9 月 30 日の営業終了までは、別表第 1 号に記載された当社・阪急電鉄（阪急神戸高速線を含む）・阪神電気鉄道（阪神神戸高速線含む）・能勢電鉄の 4 社の全線・全相互駅間をいう。

【再発行および払戻し】

第15条 カードの障害および印字満杯等を含め、いかなる場合においても再発行の取扱いはしない。

- 2 利用終了したカードは、カードの残額の払戻しを行う。
- 3 カードの折損等による場合、その原因が故意または重大な過失によると認められる場合を除き、当該カードの残額払戻しを行う。
- 4 本条の規定により取り扱う払戻しの期間は、レジオンカードは 2018 年 2 月 1 日から、レールウェイカードは 2019 年 10 月 1 日から、いずれも 2033 年 9 月 30 日までとする。
- 5 本条の規定により払戻しをしたカードは、当社で回収する。

【払戻箇所】

第 16 条 カードの払戻箇所は、千里中央駅駅長室とする。

【当社で払戻しを行うカードの種類】

第 17 条 前条の規定による、当社で払戻しを行うカードの種類は次の各号のとおりとする。

- (1)レジオンカード
- (2)当社発売のレールウェイカード